

医療情報取得加算について

当院では、マイナンバーカードでのオンライン資格確認による情報(受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報)を取得・活用して診療を行います。

上記の体制より、令和6年6月1日以降、国が定めた診療報酬算定要件に従い、「医療情報取得加算」として、以下の点数を算定します。

【マイナ保険証を利用しない場合】

【マイナ保険証を利用しても診療情報提供に同意されない場合】

医療情報取得加算 1 初診時 3点(月1回に限る)

医療情報取得加算 3 再診時 2点(3月に1回限り算定)

【マイナ保険証を利用して診療情報提供に同意された場合】

【他院からの紹介状をお持ちの場合】

医療情報取得加算 2 初診時 1点(月1回に限る)

医療情報取得加算 4 再診時 1点(3月に1回限り算定)

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。